

公立学校教員等の懲戒処分について

1 公立高等学校入学者選抜における採点誤りに関する事案

(1) 事案の概要

平成27年度及び平成28年度公立高等学校入学者選抜において、学力検査を実施した139校中、108校の県立高等学校で、採点誤りがあり、そのうち、4校において、合格とすべき4名の受検者を不合格としていた。

(2) 処分等の内容

入学者選抜業務全体を統括する職責を有する教育長の処分の程度は、減給10分の1（1月相当）であり、減給分を自主返納する。

教育長 減給10分の1（1月相当） 自主返納（処分不能）

入学者選抜業務において学校を指導監督する立場にある事務局職員及び合格とすべき受検者を不合格とした学校の管理職に対して、次のとおり懲戒処分を行った。

ア 事務局職員 1名

職名	処分内容
指導部長（58歳）	戒告

平成27年度教育局長及び平成27年度教育監については、平成28年3月30日に「戒告」の処分を実施

イ 教職員 11名

(ア) 平成27年度公立高等学校入学者選抜において、採点誤りがあり、合格とすべき受検者を不合格としていた学校の管理職5名

職名	処分内容
事故当時校長（57歳）	減給10分の1（2月）
事故当時副校長2名（55歳、56歳）	戒告
事故当時教頭2名（58歳、54歳）	戒告

同様に合格とすべき受検者を不合格としていた他の学校の校長1名については、平成28年3月30日に「減給10分の1（2月）」の処分を実施

(イ) 平成28年度公立高等学校入学者選抜において、採点誤りがあり、合格とすべき受検者を不合格としていた学校の管理職6名

職名	処分内容
事故当時校長2名（58歳、58歳）	減給10分の1（1月）
事故当時副校長2名（59歳、57歳）	戒告
事故当時教頭2名（51歳、58歳）	戒告

(3) 処分年月日
平成28年 6 月24日

(4) 根拠法規
地方公務員法第29条

2 公立高等学校入学者選抜に係る答案用紙等の誤廃棄に関する事案

(1) 事案の概要

平成28年 1 月から 3 月までの間、平成27年度公立高等学校入学者選抜に係る答案用紙等について、3 校の県立高等学校において、本来、1 年間保存すべきところ、保存期間経過前に誤廃棄した。

(2) 処分内容

文書管理に適切さを欠き、平成27年度公立高等学校入学者選抜に係る答案用紙について、保存期間経過前に誤廃棄し、再点検を行うことができない事態を招いた3校の管理職に対して、次のとおり懲戒処分を行った。

ア 県立港北高等学校 3 名

職 名	処分内容
県立座間総合高等学校長（事故当時校長）(58歳)	戒告
県立新羽高等学校副校長（事故当時副校長）(57歳)	戒告
教 頭（58歳）	戒告

イ 県立白山高等学校 1 名

職 名	処分内容
校 長（58歳）	戒告

ウ 県立相模原総合高等学校 1 名

職 名	処分内容
校 長（56歳）	戒告

(3) 処分年月日
平成28年 6 月24日

(4) 根拠法規
地方公務員法第29条

(問い合わせ先)

教育局行政部行政課

課長 館^{たて} 電話(045)210-8070

副課長 能^{のうじょう}條 電話(045)210-8072